

省庁名	復興庁（経済産業省）
-----	------------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募 スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの 実績	備考
1	東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	継続	被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス(SB)を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助。	200	200	定額、 2/3 ※	株式会社、 特定非営利 活動法人等	—	—	地域経済産業 グループ 立地環境整備 課 03-3501-0645 各経済産業局 担当課室	7件/17件 59百万円 (交付決定額)	—
合計 (内数事業を除く)	—	—		(増減額) (増減率%)		—	—	—	—	—	—	—

《記載要領》

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’)のいずれかを記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

※ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業の補助率について

- ① ソーシャルビジネス企業連携支援機能強化事業、
- ② ソーシャルビジネスノウハウ移転・支援事業、
- ③ ソーシャルビジネス新事業創出事業
- ④ ソーシャルビジネス震災フォーラム事業の4つより構成されており、上記①、②及び④の補助率が定額、上記③の補助率が2/3。

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業【復興】

2.0億円(2.0億円)

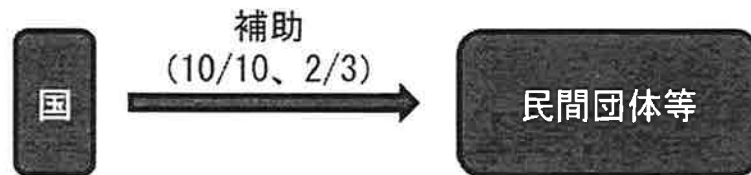
地域経済産業グループ 立地環境整備課

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められています。
- また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス(SB)を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

経済産業省

(1) SBと企業等の
コーディネート
機能強化

(2) ノウハウ移転・
支援

(3) SB新事業
創出

企業等のリソ
ースを活用した
SBの基盤強化

先進的な
SBの創出

被災地発の新
たなSBの創出

(4) 復興フォーラムによる普及啓発

・関係者の巻き込み、
地域の支援体制強化



SBによる新しい雇用・産業の創出